

鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 いじめ防止基本方針

いじめの定義といじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条より）
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

(2) いじめに対する基本的な認識

- ・いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命また身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ・いじめはどの幼児児童生徒にも起こりうる。
- ・いじめは、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。
- ・いじめは、全ての幼児児童生徒に関係する問題であり、幼児児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ問題に対する理解を深めなければならない。
- ・子ども社会の問題は大人社会の問題の反映であり、いじめの問題もこの例外ではなく、教職員、家庭、地域、関係機関は個々の責任と連携のもとに「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識を共有する。



いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、主幹、学部主事・学部主任、支援部長、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー

委員会担当者は生徒指導担当教諭とし、情報の収集・記録を行う。

- ①学校いじめ防止基本方針の作成。
- ②年間計画の作成、実行、検証、修正。
- ③相談・通報窓口の設置。
- ④研修会の企画立案。
- ⑤アンケートの実施と結果報告。
- ⑥各学部との情報共有。

①～⑥の取組を PDCA サイクルで検証し問題の解決まで責任を持つ。

※年5回の定例委員会とともに、必要に応じて開催する。

※委員会は、幼児児童生徒、保護者、学校運営協議会メンバーの意見を反映して開催する。

幼児児童生徒の取組

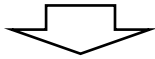
年間テーマ

（楽しい学校をつくろう！

友だちをたくさんほめて、仲良くなろう！）

上のテーマのもとに、一人一人が仲間を大切にし、お互いに助け合い学校生活を送ることで、いじめのない学校を作る。

反映



未然防止

- ①コミュニケーションの指導。
- ②道徳教育の重点的実践。（年2回のいじめ防止学習週間と、すべての教育の中での道徳教育の実施）
- ③情報モラル教育の実践。
- ④人間関係の把握と集団作り。（hyper-QUの実施）
- ⑤児童生徒の主体的な活動支援。（児童会、生徒会での学校生活ルールについての話し合い。）
- ⑥カウンセリングの実施。（学期に1回）
- ⑦教職員向け研修会の実施。
- ⑧保護者への広報・啓発。

早期発見

- ①全ての教職員による幼児児童生徒の見守り、丁寧な観察。
- ②学部やキャリア教育部での情報共有。
- ③カウンセリングやきき取りの実施と問題把握。
- ④幼児児童生徒との信頼関係の構築。
- ⑤相談しやすい学校の雰囲気作り。
- ⑥保護者、幼児児童生徒とのきめ細かいコミュニケーション。

対応

- ①いじめの制止と聞き取り。
- ②いじめ防止対策委員会での協議。
- ③いじめられている幼児児童生徒の身の安全と安心して教育を受けられるような配慮。
- ④いじている幼児児童生徒への指導。
- ⑤傍観している幼児児童生徒への指導。
- ⑥双方の保護者へ報告し、連携しての対応。
- ⑦警察への相談。
- ⑧各種団体や専門家との協力
- ⑨養護教諭との連携。
- ⑩外部相談窓口の利用。
- ⑪外部の専門機関への支援要請。



重大事態発生時

- ①「重大事態調査委員会」の設置。
 - ②事実関係を明確にする。
 - ③いじめを受けた幼児児童生徒、その保護者に対する適切な情報提供。（※関係者の個人情報に十分配慮する。）
 - ④調査結果を教育委員会に報告。
 - ⑤解決に向けた指導・助言、支援、継続指導と経過観察、再発防止のための取り組みをいじめ防止対策委員会で協議、決定し、全教職員で対応。
- ※法に抵触する場合は警察へ通報する。

教育委員会や関係機関等との連携

- 鳥取県教育委員会
- 子ども悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- 鳥取県いじめ問題検証委員会（県人権局）
- 米子警察署
- 鳥取地方法務局米子支局
- 学校運営協議会
- 児童相談所

保護者との連携

- いじめの未然防止・発見
- ①学校生活、家庭生活についての対話。
 - ②友人関係、金銭、ケータイ・インターネットの使用状況の把握。
 - ③悩みごとや困りごとのケア。
 - ④学校への早めの相談。
- いじめへの対応
- ①いじめを受けた幼児児童生徒の保護者に対する事実関係の報告。
 - ②いじめを行った幼児児童生徒の保護者に対する事実関係の報告。
 - ③家庭での様子、友達関係についての情報収集。